

第 492 回 岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和7年10月23日(木)

岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室

中家室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第 492 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は使用者側代表の松野委員が欠席です。</p> <p>委員 15 名のうち、公益委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の計 14 名が出席され、全委員の 3 分の 2 以上の出席となっており、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本審議会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは栗山会長に進行をお願いいたします。</p>
栗山会長	<p>これより第 492 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の結論について、事務局から報告をお願いします。</p>
安藤 室長補佐	<p>それでは、専門部会の審議結果を御報告いたします。</p> <p>資料 1 (1 ページ) を御覧ください。</p> <p>岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金について、10 月 14 日、第 3 回専門部会が開催され、改定額 1,117 円、引上げ額 60 円、引上げ率 5.68%、全会一致での結審となり、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、専門部会長から答申を受けました。</p> <p>改正発効の予定日は 12 月 21 日、最低賃金に関する基礎調査による未満率は 8.3%、影響率は 20.4% です。</p> <p>次に資料 2 (3 ページ) は、専門部会報告書の写し、資料 3 (7 ページ) は答申文の写し、資料 4 (11 ページ) は答申文の抄録です。</p>

	<p>ージ)は最低賃金に関する基礎調査結果の自動車・同附属品製造業に係る総括表を添付しております。</p> <p>以上です。</p>
栗山会長	<p>ただ今、事務局から報告がありましたように、自動車・同附属品製造業最低賃金について、全会一致により結審していただきました。</p> <p>専門部会に参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ真摯な調査審議をしていただきました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、原田労働局長から答申について御挨拶いただきます。</p>
原田 労働局長	<p>自動車・同附属品製造業最低賃金について、8月21日に改正決定の諮詢を行いましたところ、10月14日に全会一致で答申をいただきました。</p> <p>公益委員の皆様方、労働者側委員の皆様方、使用者側委員の皆様方には、非常に真摯に御議論いただき、御決断いただきまして、全会一致という形での答申をいただきました。厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後、改正発効日であります12月21日に向けて、所要の手続を進めてまいります。</p> <p>改めまして、皆様方本当にありがとうございました。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題2「専門部会の廃止について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>それでは説明します。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されています。</p> <p>岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了していますので、本日付で廃止する議決をいただきたいと考えております。</p> <p>また、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会については、異議申出が無かった場合には、異議申出期間の10</p>

	月30日の満了をもって廃止するとの議決をお願いしたいと思います。以上です。
栗山会長	それでは、「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けて廃止すること」並びに「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会について、異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃止すること」について議決をしたいと思います。 よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	異議なしということで、事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。 次に議題3「その他」について、事務局から何かありますか。
中家室長	連絡事項が2点あります。 1点目ですが、今後の審議日程について御説明いたします。 答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本審を11月10日(月曜日)午前10時から開催を予定しております。異議申出が無い場合には開催しないことになります。 開催の有無につきましては、異議申出の締切が10月30日(木曜日)ですので、その翌日となる10月31日(金曜日)の午前9時頃に電子メールによりお知らせいたします。 2点目です。9月8日に開催されました第491回岐阜地方最低賃金審議会において、審議会会長から岐阜労働局長に対し、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について」の建議がなされたところですが、本建議につきましては、9月12日付で岐阜労働局長から厚生労働大臣へ上申しましたことを御報告いたします。以上です。

栗山会長	それでは、委員の皆様から何かございますか。
各委員	(発言なし)
栗山会長	<p>それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会とします。</p> <p>次の審議会は、異議申出が無かった場合、来年3月19日(木曜日)午後4時から開催します。</p> <p>皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>